

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会
実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会（以下「協議会」という。）の会議の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局）

第2条 協議会の庶務は、環境生活部クリーンセンターが行う。

（会議の公開）

第3条 会議及びその議事録は、公開とする。ただし、協議会の決定により、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（傍聴）

第4条 傍聴人の定数は、原則として20人とする。

- 2 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が、職務執行上支障があると認める者
- 4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。
- 5 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に協議会の許可を得た者は、この限りでない。
- 6 傍聴人は、協議会の会議を非公開とする協議会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 7 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。
- 8 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、協議会の委員長等はこれを

制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の記録)

第 5 条 事務局は、会議の議事録を作成しなければならない。

2 会議の議事録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

3 議事録は、市政資料コーナーと市ホームページ、ならびに武蔵野クリーンセンター管理事務所にて公開しなければならない。

付 則

この要領は、平成 22 年 3 月 8 日から施行する。